

レンタルスタジオ賃貸借契約書

貸主 KONアクロバット・体操教室(以下、「甲」という。)と、借主_____ (以下、「乙」という。)
は、本日以下の条件で賃貸借契約を締結することで合意した。

第1条

1時間あたり賃料 3,500 円 (器具使用無し)

1時間あたり賃料 5,000 円 (器具使用有り)

1時間あたり賃料 3,000 円 (会員様)

利用の際は賃貸支払い方法本契約と同時に現金で一度に支払う。

正し、振込の場合は予約時に乙が甲に振込と伝えた上、甲が振込先を伝える。

入金については原則予約日より3日以内にまとめて口座入金をする。

名称 KONアクロバット・体操教室

所在地 福島県郡山市山崎480番地12

キャンセル料について

当日・前日 1000%

2日前 70%

3日～7日前 50%

10日前まで 0%

第2条

本件スタジオ利用にあたり、修繕・補修等が必要となった場合、その費用は事由及び名目の内容に関わらず乙の負担とする。

第3条

乙は、本件スタジオ上記利用目的以外に用いてはならない。また本件スタジオの使用に当たっては、次の事項を厳守しなければならない。

本契約の定めに従わない時、規約に違反があった時、その他信義則上契約の存続が困難な事由が生じたときは、甲は、何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。また、下記事項に違反して生じた損害について、乙は原状回復のために必要な費用の全額を負担する。

(1) 土足は玄関で脱ぎ、室内は土足厳禁

(2) スタジオの制約条件、機材備品についてよく理解し、承諾していること

(3) 15歳未満者、泥酔者、精神錯乱者、背信的悪意者、組織暴力団関係者でないこと

(4) スタジオ内とその周辺での喫煙・飲酒

(5) ゴミは全て持ち帰ること

(6) 終了時はきれいに清掃し、元通りにすること

(7) 機材備品を持ち去ったり、紛失したり、汚したり、壊さないよう、善良な管理者の注意責任をもって丁寧に取り扱うこと

(8) 使用終了時刻に撤収完了すること

第4条

本契約終了時、乙は、本件スタジオを直ちに現状に復したうえ、これを甲に返還しなければならない。返還の際、乙所有の残置物において、乙は所有物を放棄しこれを甲において処分しても意義を述べない。

第5条

乙が本契約終了後、本件賃貸物件の明渡を時間内にしないときは、乙が甲に対し、1時間賃料の利用料を支払う。

第6条

乙に本契約に基づく債務の不履行があった場合、甲は何らの催告を要せずに本契約の解除をすることができる。本件スタジオならびに本件スタジオ備え付けの機材の使用によって乙に損害が生じたとき、甲は一切法的責任を負わない。

第7条

本件スタジオならびに本件スタジオ備え付けの機材の使用によって、乙が第三者に損害を与えた場合、乙は、乙の法的責任の有無にかかわらず、損害を被った第三者に対して誠実に対応し、解決のために要する一切の費用は乙が負担するものとする。当該損害につき、甲は一切法的責任を負わない。

第8条

乙は、甲に対し、本件スタジオの必要費及び有益費の償環を請求できない。

第9条

本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各事項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

以上、本契約成立の証として、本書を一通作成し、甲乙は署名押印のうえ、甲がこれを保管する。

契約日 令和 年 月 日

貸主(甲)

福島県郡山市山崎480番地12

KONアクトバット・体操教室 印

借主(乙)

住所

氏名 印

電話番号